

長野県地下熱等利用システム研究会設置要綱

(設置)

第1 平成21年度総務省「緑の分権改革推進事業」を的確に遂行するため、地下熱等利用システムの実証調査に係る事項について研究することを目的として、長野県地下熱等利用システム研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(組織)

第2 研究会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、行政関係者等のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第3 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(会長)

第4 研究会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 研究会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、個別に委員の意見を聴取することができる。

(委員以外の者の会議への出席)

第6 会長は、必要と認める者に対し、会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7 研究会の庶務は、環境政策課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年5月10日から施行する。